



Title	ソ連の裁判 - 法社会学的研究の可能性をもとめて -
Author(s)	小森田, 秋夫
Citation	北大法学論集, 39(5-6上), 287-241
Issue Date	1989-08-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16659
Type	bulletin (article)
File Information	39(5-6)1_p287-241.pdf



[Instructions for use](#)

ソ連の裁判

—— 法社会学的研究の可能性をもとめて ——

小森田 秋 夫

目 次

1. 裁判研究と法社会学
2. 事例的調査の試み — モスクワ=オクチャブリ地区人民裁判所
 - (1) 調査の対象
 - a. 人民裁判所
 - b. オクチャブリ地区人民裁判所
 - (2) 調査の方法
 - a. 対象へのアプローチ
 - b. 法廷傍聴
 - c. 事件統計
 - d. その他の観察
 - e. 聴きとり
 - f. 一件記録
 - (3) 調査の結果
 - a. 裁判所の構成
 - b. 扱った事件の数量的側面
 - c. 刑事事件の過程① — 一件記録
 - d. 刑事事件の過程② — 公判手続き
 - e. 法廷傍聴からの若干の観察
 - f. 裁判官の仕事

(4) 小括

3. 意識調査—トビリシの学生の法律家像

(1) 調査の内容と方法

(2) 調査の結果

(3) 小括

1. 裁判研究と法社会学

(i) ゴルバチョフ政権のもとで種々の曲折を経ながら進行している「ペレストロイカ（建て直し）」政策＝運動において、司法改革はその重要な構成部分をなしている。

過去10年ほどの射程で見ると、司法改革に通ずる文脈として次のふたつを相対的に識別することができる。ひとつは、官僚制にたいする有効な統制を打ちたてるための一手段として行政裁判制度や違憲立法審査制度を導入しようとする試みや、経済管理メカニズムの経済的方法優位の方向への転換に対応すべき企業間・企業-上級機関間の紛争処理システムを整備しようとする動きのように、新たな諸問題、しかも社会=経済的、政治的な観点から見て重要な意味をもつ諸問題を司法的解決の枠組みのなかに取りこんでゆく、という文脈である。そのさい、受け皿としての制度的枠組みそのものの整備が（既存の機関の管轄の拡大や改組をもふくめて）問題となる。もうひとつは、重大な誤判事件の表面化を契機として、刑事司法のあり方を中心に既存のシステムの現状を洗い直し、必要な制度改革をおこなうという文脈である。ここでは、司法的解決の枠組みのなかにもちこまれる問題そのものには基本的な変化はなく、既存の制度的枠組み、すなわち裁判所構成法や訴訟法上の個々の制度の改変が問題とされる。が、実はそのことをつうじて「当事者主義的訴訟構造」の確立や「裁判官の独立」の強化⁽¹⁾といった原理的な意味をもつ課題が提起されている。これらふたつの文脈が交錯しながら、一方では弁護士⁽¹⁾の社会的地位の向上という職業的利害ともかかわる要求によって押しあげられ、他方では「社会主義的法治国家」という理念上の基礎づけをも受けつつ、司法改革がペレストロイカの重要な一課題として結晶してきたと見ることができる。そして、司法改革は、すでに議論の段階から実施の段階に移りつつある。1987年6月には、きわめて限定的なものながら行政裁判制度が成立し、88年11月の連邦最高ソビエトにおける77年憲法の一部改正によって、違憲立法審査機能を担う憲法監督委員会の新設と裁判官の選任方法および任期の変更という重要な決定がなされ

ソ連の裁判

た。89年にはより全面的な司法改革をおこなうことが予告されている⁽²⁾。

このような中で、ソ連の司法を分析するための問題の枠組みも研究上利用しうる素材も、かつてなく広がっている。それだけにまた、方法論的な自覚をもって研究を進めることも、その重要性を増しているように思われる。

本稿は、「比較法研究と法社会学」という一般的な方法論的問題⁽³⁾を意識しつつ、それを「ソ連の裁判」という具体的な対象に即して考えてみようとするもの、より限定して言えば、筆者が試みたささやかな調査を法社会学的研究という観点から紹介するものである。

(ii) わが国におけるソ連の裁判の研究には、すでに一定の蓄積がある。それらをあえて整理するならば、①裁判所構成と訴訟手続、および法曹についての制度的記述をおこなうもの⁽⁴⁾、②(イ)制度全体のあり方を根拠づける宣言された“理念”、あるいは(ロ)制度全体が実際に働いている客観的な“構造”を明らかにしようとするもの⁽⁵⁾、③制度の歴史的形成過程を明らかにしようとするもの⁽⁶⁾、④制度の変動過程(改革論と立法過程)を明らかにしようとするもの⁽⁷⁾、などに分けることができる⁽⁸⁾。そのさい、①のような公式の制度や②(イ)のような制度についての公式の理念的根拠づけ(いわゆる law in books)についての記述から進んで、実態(law in action)の解明に踏み込むのであれば、公式の理念的根拠づけが示すのとは相対的に別個の構造の存在や、制度の変動を促す要因を明らかにすることはできない。また、外国法研究を、理論的な意味でも実用法的な意味でも、比較法研究へと展開していくことはできない。このことは、②(ロ)、③、④の系列の研究においては、多かれ少なかれ意識され、またそうした解明の努力がそれなりになされてきたとあってよいであろう。

だが、司法改革、すなわち大規模な制度変動が問題になっている今、law in actionの解明を独自の課題として設定し、これに正面から取り組むことがとりわけ必要になっているように思われる。そのことが、あれこれの改革論が生じてきた背景、改革をめぐる対抗関係とその意味、個々の改革が所期の効果をもたらすための条件と上位の目標(たとえばそれ自身が検討の対象となるべき「社会主義的法治国家」なるものの建設)の実現にとってもちうる射程距離、司法改革全体の成否とその比較史的立場づけなど一連の問題に解答を与えるための(十分条件ではないにせよ)必要条件であると考えられるからである。

そこで、このように law in action の解明を独自の課題とし、固有の方法を用いてこの課題に応えようとするものを(狭い意味での)法社会学的研究と呼んでおくこと

にしたい。独自の課題についていま少し敷衍すると、①公式の制度が、予定されているとおりに機能しているかどうか、②公式な制度とは別に機能している非公式な（事実上の）制度ないし慣行は存在しないかどうか、③公式の制度の現実の機能や非公式の制度の存在にたいして、制度の担い手（法曹と一般国民）と制度を支える物的装置のあり方とがどのように作用しているか、などが問題になるであろう。⁽⁹⁾

固有の方法としては、さしあたり、社会学で言うところの統計的調査法と事例的調査法とを念頭におくことにする。

(iii) さて、統計的調査法または事例的調査法をもちいて裁判を研究しようとするとき直ちにおつかるのは、そのような研究の“可能性”がソ連についてはそもそも存在するのか、ということである。裁判にかぎらず、法社会学的研究をめぐる状況は一見するときわめて困難である（少なくとも近年までは困難であった）ように見える。

まず、統計的調査のアプローチにせよ事例的調査のアプローチにせよ、ソ連の出版物にあらわれたデータを利用し、ソ連の研究者による研究を手がかりとすることが考えられる。だが、この点からして、これまでのソ連の状況は好ましいものではなかった。30年代以来、長きにわたって司法統計・犯罪統計の公表が中止されていたことに事態は象徴されている。また、ソ連の法学研究者も法社会学的方法からは縁遠く、彼らの研究から多くを期待することはできなかつた。⁽¹⁰⁾ 法社会学的研究のための情報源としての新聞などの質も（『文学新聞』など一部をのぞけば）高いものではなかった。

それでは、このような状況を打開すべく、外国人研究者としてのわれわれが直接に調査し、素材を蒐集する可能性はどうであろうか。ここでは、事態はいっそう悲観的に見える。law in action にかかわる資料の多くは未公開であり、調査対象となりうる施設（たとえば企業や行刑施設）へのアクセスも、ごく表面的な観察の機会ですら限られていた。

したがって、法社会学的研究がこれまであまり十分でなかったとすれば、そのための客観的条件が欠如していたことにその理由の大半が求められるように見える。だが、法社会学的研究の“必要性”についての自覚、その切実性の意識が高ければ、実はこれまででも道は皆無ではなかったのではないだろうか。現に、すでに60年代の段階で、事例的調査の系列に属するルポルターージュ的手法の仕事が試みられたことがあるし、⁽¹¹⁾ 最近では、公表されたデータの統計的処理の試みもある。⁽¹²⁾ したがって、むしろ、わずかでも存在する“可能性”をギリギリまで追求することを促す“必要性”についての意識の方に問題があったというべきかもしれない。

ソ連の裁判

筆者は、1981年にモスクワにおいて、1988年にはグルジア共和国のトビリシにおいて、あえていえば、それぞれ事例的調査と統計的調査の系列に位置づけるような調査をおこなった。このような経験をもつことができたのは、筆者に法社会学的研究の「必要性」についての自覚がことさらに高かったためではない。むしろ、これらの「調査」がそれ自体としてはきわめて初歩的なものであるにもかかわらず、結果として、このような調査の「可能性」についてのそれなりの手ごたえを与えてくれるものであったため、ひるがえって「必要性」についても改めて考えてみるにいたった、というのが率直なところである。

したがって、以下に筆者の経験を紹介する目的は、調査によってえられた知見それ自体を世に問うことではなく、ソビエト法研究における法社会学的研究の「必要性」と「可能性」についての議論の一素材を提供することにほかならない。

実は、最初に調査をおこなった1981年と2度目の調査をおこない本稿を執筆している1988年とのあいだには、研究の「可能性」という点で見ると肯定的な変化が生じている。とりわけ、ソ連の新聞・雑誌・著書に公表されている法社会学的素材は、質・量ともに飛躍的に高まっている⁽¹³⁾。したがって、1981年の調査の意味は、当時と今日とは異なっているし、1988年の調査も今日の水準でその意義が問われなければならないものである。このような点もふくめて、読者諸氏のご批判を仰ぎたいと思う。

なお、理解の前提として、公式の制度についての記述をある程度しておくべきところであるが、紙幅の制約のため最小限にとどめざるをえない。また、本稿で前提とされる制度や調査の結果として示される観察のいくつかは、今日、改革の対象として論じられるにいたっている。だが、改革論そのものの検討は別稿の課題とし、ここでの言及はこれまた最小限にとどめることとする。これらのことをあらかじめお断りしておきたい。

- (1) 司法改革にいたるふたつの文脈の「交錯」の現われとして、経済改革の一環である協同組合の設立の不許可処分を争う訴えが、通常裁判所に持ち込まれるようになったことをあげることができる。ここでは、協同組合の奨励と不法な利益追求の抑止とのあいだでの政策的判断が裁判所に問われることになる（「連邦最高裁判所総会で」《Известия》, 30 ноя. 1988г.）。とすると、主として刑事裁判における誤判の克服という観点から浮上し、「地方権力」の介入からの独立という問題意識に導かれた裁判官の独立の強化という課題を、より広い文脈でとらえる必要性が生じてこ

よう。

- (2) 小森田秋夫「ソビエト制の抜本的改組を定めた連邦憲法の改正 — 浮上した連邦制の原理問題」(『ソビエト研究所ビュレティン』創刊号・1989年)を参照。
- (3) 五十嵐清「比較法と法社会学の関係についての覚書」(野田良之先生古稀記念『東西法文化の比較と交流』有斐閣・1983年), U.ドゥローブニク・M.レービンダー編／真田芳憲・後藤武秀訳『法社会学と比較法』(中央大学出版部・1987年)を参照。
- (4) たとえば, 福島正夫編『社会主義国家の裁判制度』(東京大学出版会・1965年)は, 全体としてはこのような性格のものといえよう。以下, 研究史上の文献への言及は, 代表的なものの例示にすぎない。
- (5) 社会主義法研究会編『社会主義と司法』(法律文化社・1987年)所収の松下輝雄「社会主義体制における『裁判の独立』—ソ連と中国の司法法学」, 森下敏男「ソ連における『司法』の『統制』化—社会主義国家システム論序説」には, こうした問題意識がみられる。
- (6) 杉浦一孝「一九三六年ソ連憲法における『裁判官の独立』の原則についての一考察」(名古屋大学『法政論集』第76号・1978年)など。
- (7) 市橋克哉「ソ連邦における行政にたいする司法審査—一九七七年憲法と行政裁判」(名古屋大学『法政論集』第96～97号・1983年)など。
- (8) 石村善助氏は, ①理念, ②制度(あるいは枠組), ③組織, ④過程, ⑤効果という5つのレベルからなる「裁判研究のためのパラダイム」を提起している(石村「裁判研究のためのパラダイム」『東京都立大学法学会雑誌』第18巻1=2号・1978年)。こうした観点からソ連の裁判についての研究史を総括し, そこから逆に石村パラダイムの有効性を検証することも試みられてよい。
- (9) 裁判のあり方とより全体的な経済=政治システムとの関連を問うもの, 裁判のあり方を法文化をふくむ歴史的な脈のなかに位置づけるものなども, 広い意味で法社会学的研究と呼ぶことができよう。
- (10) 筆者は, 1980～81年にソ連に留学した折に, 当時のソ連の法学者としては比較的良好に社会学的調査の結果を援用していたソ連科学アカデミー—国家と法研究所のある研究員に, ソ連の論文では一般に, 調査の方法やサンプル数などの基本的データが示されないままに結果のみが引用されていると指摘したことがある。それにたいする答えは, 「われわれの目的は, 自らの主張を裏づけるために社会学の成果を援用することであって, 方法論それ自体には関心がない」というものであった。

ソ連の裁判

- (1) 藤田勇「ソ連裁判所見学記—ジェルジンスキー区人民裁判所とモスクワ市裁判所」「出張法廷について」(福島編『社会主義国家の裁判制度』所収)など。
- (2) 森下敏男「ソビエト法の現状分析序説—最近10年間(1976~1985年)の判例にみる問題状況」(『神戸法学年報』第2号・1986年)など。
- (3) かつては研究の条件の乏しさに寄りかかっていたとすれば、今日では逆に素材の豊富さに寄りかかってしまう危険すらある。

2. 事例的調査の試み

—モスクワ=オクチャブリ地区人民裁判所

筆者は、1980年10月から81年7月まで、日本学術振興会の派遣研究者として、ソ連に滞在した。この間、81年2~4月の約2カ月半ほど、モスクワのオクチャブリ地区人民裁判所を中心に、ソ連の裁判を観察する機会をえた。当初は、かならずしも裁判ないし裁判所の調査・研究をおこなうという目的意識的な構えがあったわけではないが、次第にそのようなもくろみが形づくられ、結果としてある程度の材料を得るに至った。そこで、この経験を、あえて事例的調査(ケーススタディ)の試みとして位置づけ、整理してみることにしたい。⁽¹⁾

(1) 調査の対象

a. 人民裁判所

(i) 人民裁判所は、ソ連の裁判所体系の末端に位置する(多くの事件についての)第1審裁判所である。モスクワ市の場合、市が33の行政区(地区)に区分され、それぞれの地区にひとつずつの地区人民裁判所が置かれている。審級は、地区人民裁判所→モスクワ市裁判所(民事部・刑事部および幹部会)→ロシア共和国最高裁判所(同)→連邦最高裁判所(民事部・刑事部および総会)と進む。ただし、審級制としては二審制がとられており、これに確定判決の再審理をおこなう監督審制度が重なる、という形になっている。

(ii) 人民裁判所は、民事については原則としてすべての事件の第1審裁判所となりうる(家族法上の事件についても、一般民事事件と同じ枠内で裁判がおこなわれる)。刑事については、刑事訴訟法典の定める上級裁判所または軍法会議の管轄に属する事件をのぞく、すべての事件の第1審裁判所となりうる。人民裁判所の管轄からのぞか

れているのは、国家犯罪・最高刑として死刑の規定されている犯罪など、重要な刑事事件である。

このほか、国有企業など経済組織間の経済紛争は、行政機関としての仲裁機関がこれを審理し、個別的労働関係から生ずる労働紛争については、(解雇事件などをのぞいて)個別企業ごとに設置され、同数の管理部代表と労働組合代表とから成る労働紛争委員会(次いで労働組合委員会)による審理が裁判所による審理に先行する。また、職場と居住地で発生する軽微な民事・刑事の事件は、同志裁判所と呼ばれる社会的裁判所が扱っている。

(iii) 人民裁判所における裁判は、つねに1名の裁判官(職業裁判官)と2名の人民参審員(素人裁判官)という構成でおこなわれる(参審制)。裁判官は、当該地域の市民の普通・平等・直接選挙、秘密投票で(任期5年)、人民参審員は、職場または居住地の集会で公開投票によって(任期2年半)⁽²⁾⁽³⁾選出される。

b. オクチャプリ地区人民裁判所

(i) オクチャプリ地区は、モスクワ市の中心部からレーニン大通りの両側に北東から南西にかけて細長く伸びた一行政区で、人口約25.6万人、面積17.9平方キロメートルである。1978年の段階で、「クラスヌィ=プロレタリ[赤いプロレタリア]」機械製作工場・「オルジョニキゼ記念機械製作工場」・「クラスヌィ=オクチャプリ[赤い十月]」製菓工場・「ウダルニツァ[突撃作業班員]」製菓工場など著名な工場をふくむ約50の工業企業が配置されている。同時に、ソ連科学アカデミー幹部会・教育科学アカデミー幹部会や鉄鋼=合金大学・鉱山大学・石油化学=ガス工業大学などをもつ文教地帯でもある。著名なゴリキー記念文化=休息公園も同地区にある。住宅は、基本的に1950~60年代に建てられたもので、モスクワの他の地区と同様、国有または協同組合の集合住宅である。⁽⁴⁾

(ii) オクチャプリ地区人民裁判所は、地区の北東のはずれに位置している。地下鉄ノヴォクズネツカヤ駅から徒歩で3分ほどであり、交通の便はよい。モスクワ市の地区レベルの司法関係機関の多くと同様に独立の建物ではなく、大きな建物の一部をなしている。地方都市では、人民裁判所が検察庁・内務管理局(民警)と軒を並べていることがしばしばあるが、ここではそれぞれ離れた場所に配置されている。地区の南西のはずれに、モスクワ市弁護士会傘下の法律相談所(弁護士事務所)がある。

なお、地区の行政機関は地区ソビエト執行委員会であり、そのもとに住宅登録=配分部、身分事項登録部などがある。共産党地区委員会も、執行委員会と同じ建物のなか

ソ連の裁判

に置かれている。

(2) 調査の方法

a. 対象へのアプローチ

(i) 調査の対象としてオクチャプリ地区人民裁判所を選んだのは、筆者のモスクワにおける居所が同地区であったこと、すなわち“地元”の裁判所であったことによる。

(ii) 同裁判所へのアプローチは、裁判公開の原則が適用されるかぎりで一ソビエト市民にとって可能なアクセスを、外国市民としての筆者も同様に享受した、ということにすぎない。すなわち、端的に言えば、一市民として自由に法廷を傍聴し、自由に掲示物などを観察したわけである。いいかえれば、同裁判所へのアプローチについてあらかじめ何らかの機関の紹介ないし許可を受けたことはなく、またそれにもなう特別の便宜を得たこともない（ただし、傍聴・観察の過程で、裁判官・裁判所長・弁護士などと知りあい、個人的な厚意により若干の協力を得たということはある）。逆に、一市民としての行動の範囲内に属することにかんするかぎり、制約を受けたこともない。

b. 法廷傍聴

(i) 非公開の⁽⁶⁾でないかぎり、一般に自由に傍聴できる。法廷に入るまでのあいだに、⁽⁷⁾出入りをチェックする係官などは存在しない。⁽⁸⁾開廷中の出入りの制限もない。傍聴席は、普通、15～20人程度の収容能力がある。

(ii) 集中審理主義がとられている。すなわち、ある事件が開廷したら、判決の言渡しまで他の事件をはさむことがない。民事事件でも刑事事件でも、ほとんどが1～2日の範囲内で終了する。したがって、公判段階にかんするかぎり、(裁判官らによる合議をのぞき)ひとつの事件の全過程を容易に観察することができる。

(iii) 審理において用いられる言語は、ロシア共和国においては通常ロシア語である。被告人には「母語を用いる権利」が憲法上保障されている（連邦憲法第159条）ので、ロシア語が母語でない場合は、通訳の参加を要求することができる。筆者が傍聴した範囲では、被告人が非ロシア人である場合をふくめて、通訳が参加したことはなかつた。⁽⁹⁾

(iv) 法廷でのメモについて、制限を受けることはなかつた。⁽¹⁰⁾

c. 事件統計

(i) ロシア共和国裁判所構成法は、人民裁判所所長の役割のひとつとして「統計業

務の指導」をあげており（第26条）、当裁判所で扱った事件についての統計が何らかの形で作成されているものと思われるが、これを見ることはできなかった。

(ii) そこで、次のような方法で、自ら統計を作成した。

1階のホールに、土曜と日曜をのぞく原則として毎日、その日の開廷予定事件が掲示される。各裁判官ごとに、民事は事件名（住宅分割・離婚等々）で、刑事は刑法典の条文で示される。2日以上にまたがって審理がおこなわれることがあらかじめ予定されている場合には、何日までと表示される。掲示するのは、各裁判官づきの書記である。

⁽¹¹⁾
1981年3月2日から4月30日まで、毎日、おおむね一定の時間に裁判所に赴き、上記の掲示を書き写して整理した。

(iii) その結果については後述するが、開廷が予定されていても何らかの理由（重要な訴訟参加者の不出廷など）で延期された場合（この場合は、掲示は二重に現われる可能性がある）、書記が掲示するのを怠ったか遅れたかした場合（前日の掲示が残っている場合、当日の分を掲示するのを怠ったのか、筆者が書き写しに赴いた時点までには掲示が済んでいなかったにすぎないのか、審理が予定外に延びて前日の事件がそのまま残っているのかを判断することはできない）がわずかながらありうるので、得られた数値は完全に厳密なものとはいえない。が、大体の傾向を知るためには十分であろう。

d. その他の観察

開廷予定事件の掲示のほかにも、裁判所の構内に各種の掲示があるので、これらを書き写すことが可能である。たとえば、原職復帰・ボーナスの支給・懲戒処分を取り消し・住宅分割・居住権喪失の確認・住宅の強制交換・養育料の取り立て・離婚の各事件について、⁽¹²⁾ 訴状の書き方が示してある。

e. 聴きとり

当裁判所の所長・裁判官・弁護士と接触し、聴きとりによって若干の情報を得た。とくに面会を申し入れておこなったわけではなく、インフォーマルなものである。それだけに生の声を聴けたともいえるが、限られた時間のなかで、得られた情報の多くは断片的なものにとどまった。また、待合室などで、訴訟の関係者から話を聞く機会もあり、一般市民の裁判についての感じ方の一端に触れることができた。

f. 一件記録

ソ連の訴訟制度においては、事件の一件記録〔Дело〕が開廷前に裁判官のもとに届

ソ連の裁判

けられている。ある裁判官の厚意で、いくつかの刑事事件の一件記録に目を通し、可能な範囲でメモをとることができた。場所は合議室（裁判官の執務室でもある）で、外部に持ちだすことはもちろん許されなかった。多くは、印刷された書式⁽¹³⁾に手書きで記入したものである。このような体裁のかなりの分量の資料を、限られた時間内に読みとめることは、現実にはきわめて困難であった。

(3) 調査の結果

a. 裁判所の構成

(i) 建物の内部の配置は、次のようになっている。

- 1階 クローク／荷物取扱所／案内窓口／法律相談所（弁護士事務所）／会計課
／営繕主任室／食堂
- 2階 記録保管課／タイプライター課／刑事事件課／民事事件課／法廷
- 3階 所長室／法廷／合議室
- 4階 法廷／合議室／人民裁判所顧問室
- 5階 上級執行官室／執行官室／法廷

(ii) 裁判官の構成は、所長(女性)、人民裁判官7名の計8名である。人民裁判官は、民事事件担当4名(うち、男性2名・女性2名)と刑事事件担当3名(すべて男性)⁽¹⁴⁾とに分かれている。

なお、刑事事件担当裁判官のうちの一りが、裁判所の党組織の書記を務めていた。⁽¹⁵⁾

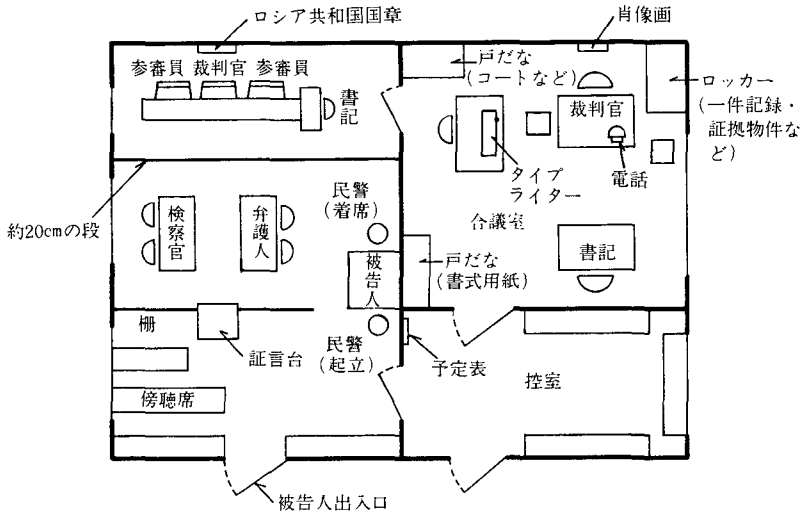
(iii) 各裁判官に、それぞれの法廷と執務室を兼ねた合議室とが割り当てられている。法廷の構造は、それぞれ少しずつ異なっている。ある刑事裁判官の法廷と合議室は、図のようになっている。ある民事裁判官(女性)の法廷では、3つの窓のそれぞれに、大きな鉢植えの植木が飾ってあった。こういう点に、裁判官の個性(あるいは、いわば「法廷経営」⁽¹⁶⁾にたいする態度)が現われる場合があるようである。

b. 扱った事件の数量的側面

(i) 2の(2)のcに述べたような方法で作成した1981年3～4月の2カ月間の刑事・民事の事件数は、第1～2表のとおりである。

第1表(刑事事件)は、ロシア共和国刑法典の各則の構成にしたがって整理してある。ひとつの事件で複数の罪名がつけられている場合(たとえば、商業的仲介と窃盗、

社会主義的財産の小規模な不法領得とパスポート規則違反と常習的な浮浪・乞食、国有財産の窃盗と未成年者の犯罪へのひきいれ、など）は、それぞれの罪名で数えてあ



るので、合計は事件実数を上まわっている。期日の指定はほとんどが1日のみであるが、2日（重傷害・軽傷害・強盗2件・贓物取得）、5日（詐欺）、9日（計画達成報告書虚偽記載）という例がある。ほとんどが予定どおりに終結しているものと思われるが、そうでない場合もある。なお、出張法廷（被告人の職場などで公判をおこなうもの）の表示のあるものは、1件（市民の財産にたいする窃盗）だけあった。

第2表（民事事件）は、開廷予定事件一覧に表示されている事件名を、筆者が家族・住宅などと分類した。家族事件・労働事件は民法典ではなく、それぞれ結婚=家族法典・労働法典によって規律されている。期日の指定は、すべて1日である。

31件の金銭の取り立てのうち27件は市民間のもので、その額は100ルーブリ以下が5件、500ルーブリ以下が12件、1000ルーブリ以下が4件、5000ルーブリ以下が5件、5000ルーブリを超えるものが1件（最高5100ルーブリ、最低30ルーブリ）である。残りの4件は、中央市外電話局を原告とするもの2件（36ルーブリ、40ルーブリ）と国営保険局を原告とするもの1件（128ルーブリ）となっている。ほとんどの民事事件は原告・被告ともに市民であるが、上記の金銭取り立て事件のほかに、住宅建設協同組合を被告とする加入確認や居住権確認の訴え、モスクワ作家組織を原告とする立ち退きの訴

ソ連の裁判

第1表 オクチャブリ地区人民裁判所における刑事事件数(1981.3~4)

社会主義的所有にたいする罪	窃盗	5
	公然奪取	1
	小規模な不法領得	3
	小計	9
個人の生命・健康・自由・尊厳にたいする罪	重傷害	7
	傷害	1
	軽傷害	1
	強姦	1
	わいせつ行為	2
	小計	12
市民の個人的所有にたいする罪	窃盗	21
	公然奪取	3
	強盗	7
	詐欺	5
	小計	36
経済犯罪	計画達成報告書虚偽記載	1
	商業的仲介	1
	投機	4
	購買者瞞着	8
	小計	14
職務犯罪	職権濫用	1
	職務怠慢	2
	贈賄	1
	小計	4
行政秩序にたいする罪	権力の代表者等への反抗	2
	パスポート等の不法領得	2
	文書偽造	1
	パスポート規則違反	25
	小計	30
公共の安全・公共秩序・住民の健康にたいする罪	無頼行為	10
	贓物取得	1
	常習的な浮浪・乞食	2
	未成年者の犯罪へのひきいれ	1
	交通安全規則違反	5
	自動輸送手段乗り逃げ	2
	麻醉性物質の不法製造等	2
	小計	23
	合計	128
	事件実数	117

第2表 オクチャブリ地区人民裁判所における民事事件件数 (1981. 3～4)

家 族	離婚	164
	婚姻無効	8
	養育料	47
	認知	7
	父子関係記載取消し	1
	小 計	227
住 宅	強制交換	12
	交換条件の履行	1
	居住権の確認	5
	居住権喪失の確認	27
	住宅建設協同組合への加入確認	1
	住宅の分割	46
	立ち退き	8
	小 計	100
財 産	金銭の取立て	31
	質貸借契約の変更	1
	損害賠償	35
	財産の請求	1
	財産の分割	7
	所有権の確認	1
	財産の差押えからの除外	9
	小 計	85
相 続	相続人としての確認	1
著 作 権	著作権料の取立て	2
労 働	報奨金の取立て	1
	懲戒処分取消し	1
そ の 他	行為無能力の認定	4
	行為能力の制限の認定	1
	法律事実の確認	1
	判決執行の延期	1
不 明		4
	合 計	428

ソ連の裁判

えなどもわずかながらある。

(ii) 森下敏男氏は『ロシア共和国最高裁判所報』および『ソ連邦最高裁判所報』に発表された1976～1985年の10年間の裁判例を分類し、刑事事件がそれぞれ57.0%、60.8%を占めるという数字を示したうえで、「統計からみると、ソビエト裁判は刑法を中心に展開しているという印象をうける」とし、さらに質的な検討をも加えて、H. パーマンの唱える「社会主義＝刑法中心説」に魅力を感じると述べている⁽¹⁷⁾。「社会主義＝刑法中心説」の数量的側面についていえば、森下氏自身がくりかえし断っているように、そこであげられている数字は、「その事件自体の数量を示すのではなく、種々の理由から最高裁が重要とみなした事件、つまり公表しうる範囲内でソビエト体制側からみてその法的処理が重要な『問題性』をもった事件の数」である。そして、「実際の刑事事件の総数が民事事件のそれより多いか否かは明らかでない」し、森下氏の観点からすれば「そのような統計はあまり意味がない」⁽¹⁸⁾ことになる。

これにたいして、筆者がここにあげる数字は、きわめて限定された時期と地域についてのものではあるが、公判に付されたというかぎりでの実際の事件数である。それによれば、家族・労働をふくむ民事事件428にたいして刑事事件は117であり、後者の占める割合は全体の21.5%にすぎない。このような、人民裁判所段階における民事事件の数量的優位という傾向が多かれ少なかれ一般性をもつと仮定すれば、これが上訴率に表現される当事者の判断や(森下氏のいうように)『最高裁判所報』の編纂者の判断などをくりぬけると、刑事事件優位に転換して表現されることになるわけである。

ついでながら、実際の事件数を示す統計の「意味」についての立ちいった議論を留

第3表 刑事事件のうちわけ

犯罪の分類	オクチャプリ地区	ロシア共和国	ソ連邦
国家犯罪	—	1.6%	1.3%
社会主義的所有にたいする罪	7.7%	17.5%	6.6%
個人の生命等にたいする罪	10.3%	30.1%	37.0%
市民の諸権利にたいする罪	0.0%	0.2%	0.0%
個人的所有にたいする罪	30.8%	11.2%	6.2%
経済犯罪	12.0%	4.2%	4.3%
職務犯罪	3.4%	9.1%	24.6%
司法にたいする罪	0.0%	2.5%	2.9%
行政秩序にたいする罪	25.6%	3.6%	2.0%
公共の安全等にたいする罪	19.7%	19.9%	13.8%
地方的慣習による犯罪	0.0%	0.1%	1.0%
軍事犯罪	—	0.0%	0.3%

保しつつ、刑事事件のうちわけについて森下氏の統計⁽¹⁹⁾と筆者のそれとを比較すると、第3表ようになる。

このように、『最高裁判所報』に現われるかぎりでの事件の分布とくらべると、オクチャブリ地区では、個人の生命等にたいする罪・職務犯罪の比率はかなり低く、個人的所有にたいする罪・経済犯罪・行政秩序にたいする罪が逆に高くなっている。市民の諸権利にたいする罪（労働の権利侵害・労働安全規則違反など）、司法にたいする罪（偽証・犯罪隠匿など）、地方的慣習による犯罪（一夫多妻など）はここでは登場していない。両者の違いは、管轄の観点から見なければならない。『最高裁判所報』の個人の生命等にたいする罪のなかでかなりの比重を占めている殺人の多きが、死刑適用の可能性をふくむため人民裁判所の管轄から外されていることに注意する必要がある。ただし、同じく人民裁判所の管轄外となっている国家犯罪・軍事犯罪は、『最高裁判所報』でも多くはない。

(iii) いうまでもなく、1981年3～4月における事件統計がどの程度の一般性をもつかは、時期および地域の点から独自に検討されなければならない。刑事事件については、不十分ながら公表されている犯罪についてのデータと照らしあわせる方法が残されているが、ここでは省略し、1、2の点の指摘にとどめたい。

以上のような『最高裁判所報』との対比でもっとも際だっているのは、オクチャブリ地区における行政秩序にたいする罪の比重の高さである。もっとも、30件中の25件までが「パスポート規則違反」で占められている。16歳以上のソ連市民は「パスポート」（一種の身分証明書）の所持を義務づけられている。パスポートには姓名・生年月日・出生地・民族などのほか、住民登録と転出登録についての記載がなされることになっている。登録されている居住地を一時的に離れる場合でも、その期間に応じて臨時の住民登録または滞在登録という手続きを3日以内にとらなければならない。登録を拒否された場合は7日以内にその土地から立ち退かなければならない。そして、有効なパスポートを所持することなく居住している者・住民登録または滞在登録なしに居住している者には行政罰が科され、さらにこのような規則を3回犯すと最高で自由剥奪1年の刑罰の対象となる。ここでいう「パスポート規則違反」とはこのようなものであり、人口の吸引力をもつ大都市型の犯罪といってよいであろう。このような犯罪が個別犯罪類型ごとの集計で第1位を占めているという事実は、少なくとも私にとって⁽²⁰⁾はひとつの「発見」であった。

民事事件のなかでは、労働事件の数が少ないことが意外であった。労働事件は、森

ソ連の裁判

下氏による『最高裁判所報』の数値では民事事を合わせた全体の8～10%程度を占め⁽²¹⁾る重要な事件類型のひとつである。すでに述べたように、オクチャブリ地区には有数の工場が少なからずあり、労働事件発生の潜在的可能性は否定できない。2か月で2件程度(しかも、『最高裁判所報』では労働事件の圧倒的多数を占める解雇事件が、ここではない)という傾向がこの地区についてある程度一般性をもつとすれば、興味ある検討課題である。

c. 刑事事件の過程① — 一件記録

(i) ソ連の刑事訴訟は、起訴状一本主義をとっていない。事件の裁判所への送致と同時に、公判前の段階の全資料が「一件記録」として検察官から送られてくる。これらの資料は、一般には予審の終結(予審を経ない軽微な事件では捜査の終了)の時点で被告人・弁護人・被害者等に開示され(このあと取調官が起訴状を作成し、検察官がこれを承認して裁判所に送致する)、公判付託が決定された後に、改めて開示される。弁護人は、この記録からの(コピーではなく)手書きのメモにもとづいて弁護活動をおこなっている。

公判の段階では、裁判官は一件記録を見ながら被告人や証人に質問をする。また、公判前の段階でおこなった供述と証言とが食い違った場合、その場で供述調査を示して確認を求める場合もある。

(ii) ある具体的な事件⁽²²⁾に即して、「一件記録」の内容を見てみよう。

この事件は、起訴状によれば、モスクワ中心部にある中央デパート ЦУМ 付近で、前日にかわした約束にしたがって、インド製の男物ジャンパー(定価140ルーブリ)を市外から買い出しに来ていた母娘に170ルーブリで売ろうとしたところを、張り込んでいた「社会主義財産不法領得-投機対策部(^{オーバーハースエス} ОБХСС⁽²³⁾)」の私服職員に摘発され、しかも、民警の車で連行されてゆく道中で、身につけていた残りの投機物資を車の中に隠し、証拠隠滅を計ったうえ、ОБХССの取調べ室で約240ルーブリを差しだして放免されようとした、というものである。検察官の求刑は、投機(ロシア共和国刑法典第154条1項)で自由剥奪1年、贈賄未遂(第174条1項, 第15条)で同じく5年、合わせて自由剥奪5年であった。被告人は、年金生活にはいって2年になる54歳の元掃除婦(女性)である。

「一件記録」に収録されている資料は、全部で107点ある。主なものは、次のとおりである(下線は、刑事訴訟手続き上の重要な段階を画するものを示す)。

1980.10.23 (ОБХССによる)逮捕 [задержание] についての報告書

- 10.23 (所持品の) 任意提出調書
- 10.23 供述
- 10.23 指紋
- 10.23 身元確認書
- 10.23 ジャンパーの価格についての照会 (デパートへ)
- 10.24 放浪生活または乞食の容疑で逮捕された者の尋問調書
- 10.24 供述
- 10.28 供述
- 10.28 刑事事件を提起し受理する決定
- 10.29 被疑者〔подозреваемая〕の留置調書
- 10.29 被疑者の取調べ調書
- 10.29 財産の搜索・押収の実施について決定
- 10.29 搜索調書
- 10.29 財産押収調書
- 10.29 証人の取調べ調書
(身元照会の) 電報
- 10.31 (ОБХССによる) 刑事事件を送致する決定
- 10.31 証人の取調べ調書
- 10.31 被告人〔обвиняемая〕とする決定 (投機罪)
被告人の取調べ調書
- 10.31 勾留〔заключение под стражу〕に付する決定
人物評価書〔характеристика〕についての照会
- 11.10 証人の取調べ調書
- 11.17 人物評価書 (居住地からのもの)
- 11.17 被害者の出頭を要請する電報
- 11.18 証人の取調べ調書
- 11.25 証人の取調べ調書
- 11.25 対質調書
- 11.25 モスクワ市弁護士会の指示書⁽²⁴⁾〔ордер〕
- 12. 1 証人の取調べ調書
- 12. 4 医療上の照会

ソ連の裁判

- 12.11 対質調書
- 12.11 証人の取調べ調書
- 12.15 被告人の取調べ調書
- 12.15 対質調書
- 12.15 証人の取調べ調書
- 12.17 物証を添付する決定
- 12.19 被害者と認定する決定
- 12.22 被告人〔обвиняемая〕とする決定（投機未遂および贈賄）
- 12.22 被告人の取調べ調書
- 12.22 被告人への予審終結宣告書
- 12.22 被告人・弁護人への事件資料の開示書
- 12.24 申立て〔ходатайство〕を却下する決定
- 12.26 贈賄容疑を贈賄未遂容疑に変更する決定
- 12.26 起訴状
- 1981. 1.15 公判付託の決定
- 1.19 起訴状受領書
- 1.20 モスクワ市弁護士会の指示書
- 1.29 公判調書
- 1.29 補充的取調べのために検察官に送致する決定
- 2.10 事件を受理する決定
- 2.10 勾留期間を延長する決定（3.10まで）
- 2.17 モスクワ市弁護士会の指示書
- 2.18 被告人とする決定（投機および贈賄未遂）
- 2.27 被告人の取調べ調書
- 2.27 被告人への予審終結宣告書
- 2.27 被告人・弁護人への事件資料の開示書
申立て
- 3. 2 申立てを却下する決定
- 3. 3 起訴状
- 3. 5 事件の（裁判所への）送致

(iii) 以上の資料から、次のような点が明らかになる。①被告人は、内務省の機関で

ある ОБХСС によって逮捕・取調べを受け、同じく内務省管下の取調官(следователь)に送致された。②被告人は当初、身元を明らかにしなかったため、その確認に手間どった。③はじめ投機罪で起訴されたが、起訴後も罪名が二転三転した。そのため、被告人と ОБХСС との対質が頻繁におこなわれた。④いったん公判段階に入った後に、補充的取調べのために検察官に差戻され、改めて公判に付託された。⑤弁護側は開示された資料にたいして2度にわたり申立てをおこなったが、いずれも却下された。⑦情状についての資料として普通は職場と居住地とから取り寄せられる人物評価書(身上調査書)が、居住地からしか取り寄せられなかった。

以上のような公判前の段階における経緯は、公判における展開に反映している。

d. 刑事事件の過程②—公判手続き

(i) 法廷傍聴によって、公判手続きがどのようにおこなわれるかを観察することができる。とくに刑事事件の場合には、訴訟法上の手続きが遵守されているかどうかを確かめ、法令による明文の定めのない慣行の存在について知ることができる点で、重要である。ここでも、前項の事件を例に、公判の進行を追ってみたい。条文は、ロシア共和国刑事訴訟法典のものである。

(ii) この事件の審理は、1981年3月27日と30日の2日間にわたっておこなわれた(28, 29日は土曜日・日曜日である)。

27日 12時40分開廷

<開廷前>

①被告人〔подсудимая〕の入廷

身柄の拘束を受けているため、制服を着た2名の民警職員に伴われて、裁判官席の反対側の専用の扉から入廷。手錠・腰縄などはない。連行の途中では、両手をうしろにまわし、片手でもう一方の手首をつかむ形をとる。服は私服である。被告人席に着席したあと、民警職員のうちの一ひとは裁判官席側に着席し、もう一ひとは傍聴人席側に起立する(時どき交替する)。

②書記官による出廷状況の点検(第268条)

この事件では、被告人・弁護人・検察官のほか、被害者(娘)と証人若干名が出廷している。

刑事事件であっても、検察官が出廷しない場合、弁護人がつかない場合がある。このほか、社会的弁護人または社会的訴追人という資格で、職場代表などが加わる場合がある。これらの「訴訟参加者」および証人の出廷については、裁判官と

ソ連の裁判

2名の人民参審員による公判準備会議（検察官も出席する）によるか裁判官により単独で決定される（第225条，第228条）。犯罪行為による損害の賠償事件を同時に審理する場合があります（付帯私訴），そのときは民事原告が参加する。

筆者が当裁判所で傍聴した事件における出廷状況は，第4～5表のとおりである。刑事では，検察官の出廷しない事件がかなりあること（後述するように，起訴状は裁判官が朗読し，尋問も裁判官がまずおこなうので，検察官の出廷なしでも審理の進行は可能な仕組みになっている。この場合，論告は行われないことになる），民事でも適法性の遵守の監督者という立場で検察官が参加する場合があります⁽²⁵⁾。こと，弁護人は，刑事ではほとんどの事件で参加しているが，民事では（筆者が傍聴した事件のなかでは）皆無であること，などがわかる。

書記官は，出廷状況について裁判長に報告する。出廷予定者で出廷していない者がいる場合は，その理由を知らせる⁽²⁶⁾。

〈公判準備部分〉

③人民裁判官と2名の人民参審員および書記官の入廷

全員，起立する。

素人裁判官である人民参審員はもちろん，職業裁判官である人民裁判官も弁護士も私服である。なお，検察官だけには制服があるが，着用するか否かは各人にまかされているという。現に，オクチャブリ地区人民裁判所に出席していた3名の検察官（いずれも女性）のうちの2人は制服を着用し，ひとは私服を愛用していた。

一般に，証人等をもふくめて，服装についての規制はほとんどなく，冬季には証人はコートを着たまま証言することが少なくない。

④裁判長（=人民裁判官）による開廷宣言（第268条）

⑤証人の退廷（第270条）

証人は，尋問のために改めて呼ばれるまで退廷させられ，控室で待機する。

⑥人定尋問（第271条）

裁判長が，以下の項目について被告人に順次尋ねる（括弧内は，本件の場合の答。聞き取れなかった項目もある）。

- ・ 姓名
- ・ 出生年月日および出生地（→1923年生まれ）
- ・ 民族（→ロシア人）

第4表 訴訟関係者の参加状況（刑事事件）

罪 名	被告人	弁護人	社会的 弁護人	検察官	社会的 訴追人	被害者	証 人
国有財産窃盗	○	○		○			
地位利用による不法領得	○	○		○			○
傷害	○	○		○	○	○	○
窃盗他	●	忌避				○	○
窃盗	●	○		?		?	?
詐欺	●	○				○	○
計画達成報告書虚偽記載	○		○	○			○
投機・贈賄	●	○		○		○×	○
購買者瞞着	○						○
購買者瞞着・職権濫用	●	○					○
職務怠慢	○	○		?			?
権力の代表者への反抗	○	○				○	
パスポート規則違反	●						○
パスポート規則違反	●						○
無頼行為	●	○					○
無頼行為	●	○				○	○
交通安全規則違反	○	○	○			×	?

第5表 訴訟関係者の参加状況（民事事件）

事 件 名	原 告	原 告 代理人	被 告	被 告 代理人	証 人	検察官
離婚	○		○			
離婚	○		○			
離婚	○		○			
離婚	○		○			
住宅交換	○		×		○	
居住権喪失確認	○		○		○	
住宅の分割	代理		○			
住宅の分割	○		×		○	
住宅の分割	○		○		○	
解雇無効・原職復帰	○		○			○

○……出廷 ●……身柄拘束のまま出廷 ×……不出廷 ?……不明
 (不明というのは、公判の一部分しか傍聴していないため確認できなかったことによる。検察官も途中で退席してしまう場合がある。)

ソ連の裁判

- ・党籍の有無と入党年（→非党員）

党員とは、（ソ連市民の場合は）ソ連邦共産党員（またはその候補）しかありえない。共産主義青年同盟（コムソモール）の同盟員である場合は、そう答える。それ以外が非党員となる。

- ・教育

教育制度（義務教育年限）の変遷が大きいこともあって、答は多様である。筆者が出会った答としては、3年制・4年制・7年制・8年制・10年制・中等教育・中等専門教育・高等教育、などがある。

- ・前科（→なし）

- ・家族状態（→夫と離婚後、死別）

- ・職場

- ・職業（→年金生活、月57ルーブリ⁽²⁷⁾）

- ・住所

- ・起訴状の受領の有無とその年月日

これらはどの事件においても尋ねられているが、民族・党籍・前科・職場（具体的な名称）については、第271条に規定がない。民族は母語を用いる権利（通訳をつける権利）とのかかわりがあるようにも見えるが、民族と母語とは必ずしも対応しない（たとえば、1979年の調査では、ペロルシア人のうちペロルシア語を母語とみなす者は74.2%にすぎず、57.0%はロシア語を自由に用いることができると答えている）。党籍の有無が裁判においてどのような意味をもつかは、それ自体、興味ある法社会学的テーマである⁽²⁸⁾。

⑦裁判官・人民参審員・書記官・検察官・弁護人の氏名の告知と忌避の申立ての有無（第272条）

⑧被告人へのその権利の説明（第273条）

裁判長が、証言する権利・質問する権利・申立てをおこなう権利・補充証拠を提出する権利・最終陳述をおこなう権利があることを告げ、それらの権利について理解できるか否か尋ねる。

⑨被告人・弁護人・検察官の申立て（第276条）

本件においては、特に申立てはおこなわれなかった。他の事件の例では、傷害事件で社会的訴追人の参加の申立て（検察官から）、無頼行為の事件で資料を見ていないという申立て（被告人から⁽²⁹⁾）などがあつた。いずれも認容されている。

⑩実質審理に移ることの可否の決定（第277条）

本件においては、被害者のひとりである母親が病気のため、また証人として予定されていた民警職員のひとりが休暇のために出廷していなかった。このような場合、裁判長は、被告人・弁護人等の意見、検察官の判断を聞いたうえで、実質審理にはいるか延期するかを決定をおこなう。

弁護人は、母親の供述には事実との食い違いがふくまれていること、民警職員の供述にも矛盾があり重要な証人であることを理由に、このまま審理にはいることは防衛権の重大な侵害である、と主張した。検察官は、第1のエピソード（投機行為）についての証人はほかにもおり、出廷していること、不出廷の理由はそれぞれ正当なものであることから、審理にはいるべきことを主張した。裁判長は、娘に、母親が出廷できない事情について尋ねた。

以上の手続きを経て、裁判長は、審理にはいるとの決定をその場でおこなった。両側の参審員と協議することなく、またとくに理由も示さなかった。

〈公判審理〉

⑪起訴状朗読（第278条）

第278条には誰が起訴状を朗読するかについての定めはないが、実際には裁判長がおこなっている。

起訴状は、「記述的部分」と「結論部分」とからなる。「記述的部分」には、(イ)事件の実質、すなわち犯罪実行の場所および時間、その手段、動機、結果、その他の重要な事情、(ロ)被害者についての情報、(ハ)犯罪の実行および被告人の有責性を立証する証拠、(ニ)被告人によって自己の防衛のために援用されている論拠およびそれらの論拠を検証した結果が述べられ、「一件記録」の該当する書類番号が付記される。「結論部分」では、被告人についての情報が与えられ、提起された公訴についての定式が刑法の該当条文を示して述べられる（第205条）。さらに、起訴状には、訴追側の申請する証人のリストも添付される。このように、起訴状一本主義をとるわが国の場合とは異なり、ソ連の起訴状はかなり詳細なものである。

起訴状の朗読が終わると、裁判長が被告人に、起訴状の内容を理解できたかどうかを尋ねる。ほとんどの場合、「理解できた」と答えている。

⑫罪状認否（第279条）

罪状認否では、完全に認める、部分的に認める、認めない、のいずれかの答をおこなう。本件では、投機についても贈賄未遂についても否認した。

⑬証拠調べの順序の決定（第279条）

裁判長が訴訟参加者の意見を聞いたうえで決定する。特別な意見がない場合は、被告人尋問→証人尋問→書証の順になるのが普通であるが、本件では、被告人が罪状を否認しているので証人尋問→被告人尋問の順にするようにとの意見を検察官が述べ、そのとおりになった。

⑭証人尋問

〈証人A〉— 被告人を逮捕した ОБХСС⁽³⁰⁾ 関係者（男）

証人尋問は、まず裁判長がおこなう。まず「この事件について知っていることを話してください」と言って、ひととおりのことを一気にしゃべらせる。いわゆる「物語式」である。そのあとで、一問一答式で確認・補足してゆく。裁判長による尋問が終わると、訴訟参加者に質問の機会が与えられる。本件では、裁判長から「質問は？」と尋ねられた被告人が、罪を認めないという趣旨の発言をしようとして、「それは質問ではない」と退けられた。

弁護人は、一件記録からのメモ（予審段階での証人の供述）をもとに、10項目を超える質問をおこなった。メモのなかから質問すべき箇所を探すのに手間どって、必ずしも手際がよいとは言えなかったが、裁判長はとくに急がせるような態度は示さなかった。弁護人が供述の一部を読みあげると、裁判長も手元の一件記録を見て「確かにそういう箇所がある」と確認している。

弁護人の質問の主なポイントは、(イ)証人には逮捕の権限はなかったのではないかという点の追及、(ロ)証人は何の文書も作成しなかったという点の確認、(ハ)取調べ室で、誰がどこに座っていたかという位置関係の確認（贈賄未遂に当たる行為があったのかどうかという点の立証にかかわる）であった。

〈被害者〉— 母親とともに被告人からジャンパーを買った娘

検察官が質問。「何のためにモスクワに来たのか？」「買い物に」「ジャンパーは高すぎると思わなかったのか？」「思った」「それなのに、なぜ買ったのか？」「必要だったから」。検察官の口調には、投機的売買であることを承知で買ったことを責めている響きがあった。これにたいして、裁判長が「不足しているからな」と発言した。

弁護人は、(イ)被告人が連行されていった車の同乗者（被害者の母娘と運転手）とその位置関係の確認をおこない、(ロ)車の中で被告人は、抵抗したりはせず、泣いていたという証言を引きだした。

〈証人B〉—OBXCC関係者（女）

「覚えていない」という発言が多い。弁護人は、車の色などを尋ねて、証言の信憑性に疑いを向けようと努めた。

27日 15時10分休廷

30日 11時開廷

⑭ 証人尋問（つづき）

〈証人C〉— 民警の車の運転手（男）

〈証人D〉— OBXCC関係者（男）

〈証人E〉— OBXCC関係者（男）

〈証人F〉— OBXCC関係者（女）

被害者のうちの母親の方は、結局出廷しなかった。この日は、娘も姿を現わさなかった。

⑮ 被告人尋問⁽³¹⁾

⑯ 書証の確認

ここで弁護人は、出廷しなかった被害者（母親）の供述に矛盾がふくまれていることに特に注意を喚起し、3点ほどの具体的な指摘をおこなった。

⑰ 補充証拠の提出

弁護人は、被告人が以前に勤務していた職場からの人物評価書を提出した。検察官は、退職後2年が経過しているので、すでに本件とは関連がないという意見を述べたが、裁判所は受理を決定した。

以上までの経過において、争点となったのは次の諸点である。

- (イ) 現場にかけつけた民警職員と民警の車の運転手が被告人に暴行を加えた、という事実があったかどうか
- (ロ) 連行されてゆく車の中での被告人の態度はどうであったか（足で蹴るなど、抵抗を示したのか、それとも泣いていたのか—この点で、予審時の供述と法廷での供述とが食い違う証人がいる—、身につけていたものを外すような行為があったかどうか）
- (ハ) 車の中での関係者の位置関係はどうであったか（関係者が乗り込んだあと、もう1台が追加され、一部が乗り換えたという経緯があったため、事実についての争いが生じた。被告人が残りの投機物質を隠したのは事実か、誰がそれを目撃しえたか、という(ロ)の争点にかかわる)

ソ連の裁判

(ニ) OBXCC の取調べ室における関係者の位置関係はどうであったか（誰が被告人の行為を正確に目撃しえたか）

(ホ) OBXCC の取調べ室において、被告人は金を机の上に置いたのか、取調べ官に手渡したのか

(ハ) 車の検証は、いつ、誰が参加しておこなわれたのか、「投機物資」が車の中から発見されたというのはいつのことか

また、尋問の過程において、裁判官・検察官・弁護人のあいだで、手続きにかかわる次のようなやり取りがあった。

(イ) 刑訴法典第286条1項によれば、捜査または予審の段階において証人によってなされた供述を公判廷において読み上げることができるのは、その供述と公判廷においてなされた証人の供述とのあいだに重大な矛盾がある場合か、証人の出廷を不可能にするような理由のため出廷していない場合に限られる。あるとき、裁判長が、出廷した証人が予審段階の供述と「矛盾」する供述をしたとは言えないうちに、予審段階の供述の一部を読み上げかかった。これにたいして、弁護人が、すかさず読み上げないよう求め、裁判長もこれに応じた。

(ロ) 弁護人が、「あなたは次のことをよく覚えていますね？」と切りだしたのにたいして、検察官が、質問の形をとる（すなわち、誘導尋問をしない）よう異議を申し立て、認められた。

(ハ) 弁護人の尋問中、証言を終えて傍聴席に残った証人Dが「不規則発言」をしたのにたいし、弁護人が裁判長に、邪魔をしないよう注意してほしい、と求めた。裁判長は、注意をおこなった。

(ニ) 弁護人が、予審における供述の表現（「彼ら」とは誰のことか、など）について執拗に追及したのにたいして、裁判長が、「細かすぎる」と注意を与えた。

⁽³²⁾
〈弁論〉

⑱ 検察官

(イ) 投機は、遺憾ながらまだ物不足が存在するなかで生ずる犯罪であり、商業システム、そして市民に損害を与えるものである。最高裁判所の決定が強調しているように、投機は、不法領得・贈賄といった他の犯罪と結びつきやすく、社会的危険性が大きい。

(ロ) ジャンパーの取引を終わったあと、被告人は被害者に口外しないよう警告している。これは、犯罪性を自覚していたことを物語るものである。

(イ) 被告人は、民警の車に乗ることを拒否して抵抗し、民警職員が到着したのちになってようやく乗車した。民警職員・運転手が被告人を殴ったという事実は存在しない。

(ロ) 被告人は、車の中で疑わしい行為をしている。

(ハ) 車の検査は10月21日（すなわち事件の2日前）におこなわれ、それ以降は車に近づいた者はいない。したがって、車から発見された物は被告人が残っていたとしか考えられない。

以上のことから、被告人の犯罪行為は立証されており、投機により自由剥奪1年、贈賄未遂により同じく5年、合わせて自由剥奪5年を求刑する。

⑩弁護人

(イ) 弁護士としてばかりでなく、一市民として、また共産党員としても、国家による訴追の重大な誤りを指摘しないわけにはいかない。本件の特殊性は、OBXCCの一群の人びとが、自らのおこなった違法な逮捕・取調べという事実を正当化するために事件を人為的に捏造した点にある。彼らは、上司の判断または検察官の裁可を仰ぐことなく逮捕し、取調べをおこなった。これは、連邦憲法第54条⁽³³⁾違反である。このような違反を犯したために、デッチ上げへの利害関心が生まれたのである。

(ロ) 被告人にたいする民警職員の態度は粗暴なものであった。民警の運転手は、被告人に手を振り上げた。ここから、自らの不法な行為を隠蔽しようという動機が生じた。

(ハ) 公定価格（140ルーブリ）と実際の販売価格（170ルーブリ）の差は30ルーブリにすぎず、刑罰ではなく、行政罰の対象とされるべきもの⁽³⁴⁾である。商品（ジャンパー）の購入は投機目的でおこなわれたのではない。

(ニ) ジャンパーが欲しいという話は被害者の方からもちかけたのであって、被告人が言い出したのではない。

(ホ) 被告人のバッグの中には、ほかにはセーターしか入っていなかった。投機屋ならもっといろいろな商品を準備していたはずである。

(ヘ) 車の中からエプロン・フィンランド製の服などが出てきたというが、これらを出すところを目撃している証人はいない。OBXCCの証人は、予審では、被告人が青いエプロンを体から外したと供述していたが、本法廷では断言することができなかった。

ソ連の裁判

- (ト) 車の検証調書は偽造されたものである。自分が使っている車なのに運転手が参加していないのはおかしいし、検証についての供述にも、誰が検証に参加したかなどについて、証人によって食い違いがあったり曖昧であったりしている。この検証は、後日おこなわれたものであるという疑いがある⁽³⁵⁾。
- (ケ) 「帰らせてください」と言いながら持ち物をすべて机の上に出すという行為は、投機の疑いをかけられた者としては理にかなったものである。部屋には被告人のほかにも3人いたが、彼らは、予審では「金を手渡した」と供述していたのに、法廷では断言することができなかった。
- (ク) 被告人は、釈明と質問との区別すらできない、ごく普通の女性である。長年にわたり掃除婦としてまじめに働いてきた。第26回党大会は社会主義的適法性の強化を指示しているし、ソビエト法は人道主義の原理に立脚しているはずなのに、検察官が職場からの人物評価書すら拒否したのは不当な態度である。5年もの自由剥奪は、喘息をわずらっている被告人の生命にとって危険である。確かに、小規模な投機行為をおこなったことは認めるが、これは行政責任の対象でしかないし、事件からすでに半年経っている。したがって、無罪判決を求める。

㊸被告人の最終陳述

22年間、朝も晩も働きとおしてきた、ただ働くだけで賄賂などとは無縁である、という趣旨の陳述をおこなった。

12時休廷（裁判官と人民参審員、合議室で合議）

14時40分

㊹判決文朗読（第318条）

全員起立の状態で裁判長が朗読する。この段階では、手書きである。本件の判決主文は、投機・贈賄未遂ともに有罪で、自由剥奪3年および財産没収の刑。

㊺上訴権についての説明

裁判長が被告人に、判決の内容を理解できたかどうか尋ね、判決文の写しを手交された日（身柄を拘束されていない場合は判決文の朗読の日）から7日以内に上訴することができる（第328条）旨を伝える。

- (iii) 本件は否認事件であり、弁護人も被告人の否認の立場を擁護して可能なかぎりの弁護活動を展開した。したがって、上記のように、手続上緊迫した場面も見られた。だが、ほとんどの場合は被告人が罪を認めており、弁護人の弁護活動の重点も、情状

面に置かれることが多い。

e. 法廷傍聴からの若干の観察

その他、法廷傍聴（とくに刑事事件）を通じて筆者が読みとった論点ないし問題状況を手短かに列挙しておく。ただし、単なる印象や仮説にとどまるものもある。

①公判の進行において果たす裁判官の役割が決定的に大きく、当事者主義的色彩は弱い。

②参審員が被告人・証人に質問することはほとんどない。裁判官が訴訟上の決定をおこなうときも、参審員の意見を聞くことは少なく、聞くときも形式的である⁽³⁶⁾。

③尋問において、裁判長が時間的制約を加えることはほとんどない。

④事件の性格（とくに否認事件であるか否か）にもよるのでいちがいいにはいえないが、弁護士の弁護活動における積極性・法廷技術・被告人との親密さには個人差がかなりある。

⑤検察官が公判の前後に裁判官室に出入りすることが時どき見られる。弁護士についてはそのようなことはない。

⑥社会的弁護人と社会的訴追人の役割は必ずしも明確に分化しているとはかぎらず、社会的弁護人が被告人を批判したり、社会的訴追人が被告人を弁護したりすることもある⁽³⁷⁾。

⑦訴訟参加者としての「被害者」は、必ずしも被告人を攻撃する役割を担うとはかぎらない⁽³⁸⁾。

⑧被告人が職場でのまじめな働き手であるか、仕事を転々としているか、事実上無職であるかといった日ごろの“労働態度”が量刑に大きな影響を及ぼす。それと関連して、人物評価書や社会的弁護人の意見の形での職場の意見は、それなりに尊重されている⁽³⁹⁾。

⑨その反面、当該事件における直接的な動機の解明にはあまり力が割かれぬ傾向がある。

f. 裁判官の仕事

最後に、人民裁判所の裁判官がおこなっている多様な仕事について整理しておこう。

(i) 事件の審理

事件の審理が人民裁判官のもっとも重要な仕事であることは言うまでもない。その内容については、b～eで見たとおりである。

ひとつの問題は、裁判官の負担度である。刑事事件の事件総数117を3～4月の実質

ソ連の裁判

的審理日数43日（土日および調査できなかった1日をのぞく）で割ると、1日あたり2.7件となる。刑事担当裁判官1人あたりでは、0.9件である。民事事件については、同様にして1日あたり10.0件、1人あたり2.5件という数字が得られる。このような処理状況を裁判官自身がどう考えているかについて、この時期に直接に意見を聞く機会にはなかった。が、同じころ、国家と法研究所において、非犯罪化（刑罰の対象としている行為を行政罰の対象に切りかえる—たとえば、パスポート規則違反）をテーマとする研究会がおこなわれたさい、ある刑法学者が、非犯罪化を支持する理由のひとつとして裁判官の負担過重状況をあげていたことから、このような認識が（たとえ一部にせよ）存在することがわかる。

(ii) 行政的法違反事件の単独審理

軽微な投機行為のような行政罰を科す事件を単独で（参審員の参加なしに）審理する。裁判官によって、法廷を用いる場合と合議室をもちいる場合とがある⁽⁴⁰⁾。

(iii) その他の決定

（病院長の申請にもとづく）精神病の強制治療処分の解除決定などをおこなう。

(iv) 同志裁判所との関係

地区内の職場と居住地に置かれている同志裁判所を分担して受け持ち、必要な関係を維持する。

たとえば、要旨次のような同志裁判所の決定が回付されてくる。

「1920年生まれ年金受給者であるT女は、毎晩1～4名の酒客をアパートの部屋に引き入れ、泊まらせている。酒客は若い男ばかりで、そのつど違う人物である。民警職員が警告のための面接をおこなって、アルコール飲料を濫用しないよう注意し、同志裁判所もアルコール依存症の治療を勧告したが、効果が見られなかった。したがって、次のように決定する。イ。10ルーブリの罰金を科す。ロ。代替住居を供与することなしの立ち退きを求める隣人たちの提訴を支持する。ハ。この裁判を居住地でおこなうよう要請する。」

イは社会的制裁としての性格を持つものであるが、罰金は国庫に収納され、その執行書は裁判所が出すことになっている。

ただし、同志裁判そのものに裁判官が同席することはめったにないという⁽⁴¹⁾。

(v) 市民との面接

労働・住宅・その他の訴訟事件・刑事というように担当者を決めて、裁判所内の執務室で市民の相談に応じている。

(vi) 市民を対象とした講演

たとえば、商店従業員を対象に“商店従業員の陥りやすい犯罪”について講演をおこなう（裁判所外）。

(vii) 選挙人への報告

自分の扱った具体的な事件例をあげながら、自らのとった一般的な態度（たとえば、被告人の人格を重んじた、など）⁽⁴²⁾について説明するという。

(viii) その他

訴訟参加者の電話による呼び出し・遠隔地からの証人の宿泊場所の手配などは本来は書記の仕事であるが、これらの手伝いをすることがある。

(4) 小括

(i) 本項のはじめにおいて述べたように、オクチャプリ地区人民裁判所において筆者がおこなったのは、いわば半意識的な取材程度のものであり、それ自体としては本格的な事例的調査と呼べるようなものではない。だが、この程度のものであっても、ソビエト法研究の領域で試みられたことは、少なくともわが国においてはあまりないのが現状である。そこで、今後、このような方向でのより意識的な研究の可能性を探るという観点から、若干のまとめをしておくことにしたい。

(ii) ある人民裁判所へのアプローチからはじまって、法廷傍聴・事件統計の作成・その他の観察・聴きとり・一件記録の閲覧という筆者が用いることのできた方法は、少なくとも聴きとりと一件記録の閲覧とを除けば、一般性をもつものである。一般性をもつという意味は、第1に、一定期間ソ連に滞在し、ある程度のロシア語能力があれば、調査対象の側の意思（許可や協力の姿勢）にかかわらず誰にでも実施できる、ということである。ソ連において、このことの持つ意味は大きい。とくに、法廷傍聴は“参与観察”の一種といってよいであろうが、参与観察が何らの許可なくおこなわれうる場所として、むしろ裁判所は稀な例に属するかもしれない。第2に、通常ロシア語が用いられている地域であれば、いかなる人民裁判所を対象としても実施できるはずであり、したがって、同一の研究主体または別々の研究主体による複数の対象にたいする調査結果を比較する可能性も存在することになる。もちろん、とくに事件統計の作成などは、ごく短期間の滞在によっては意味のある結果を得ることはできないから、複数の調査結果を比較するといっても現実には困難がある。が、たとえ部分的ではあっても得られた情報を突きあわせる努力をすることは、事例的調査につきま

う対象の代表性の問題をカバーするという点からも、問題の発見という点からも、重要である⁽⁴³⁾。

反面、積極的な協力で依存せずにおこなうことからくる限界も大きい。揭示物や配布物以外の文書を読覧することは一般にはできないし、複写の便宜が決定的に制約されているから、閲覧できたとしても時間的な条件に大きく縛られる。裁判官・弁護士などからの聴きとりは、個別的にアプローチして可能な場合もあるが、何らかの紹介があったほうが実現の可能性は高いであろう。裁判の関係者たる一般市民からの聴きとりは、接触の可能性自体はより大きいとも言えるが、(事件の性質にもよるとはいえ)双方に心理的抵抗があることは否定できない。参与観察について言えば、協力なしには不可能な参与観察の対象としてもっとも重要なのは合議である。だが、これは「合議の秘密」という原則からいって、そもそも実現不可能な性質のものである。つまり、裁判所における参与観察は、一方では原理的に開かれており(傍聴)、他方では原理的に閉じられている(合議)わけである(その中間領域に、裁判官室=合議室における合議以外の活動が位置づけられることになろう)が、このような一般論がソ連にも妥当するというにほかならない。

というわけで、協力が得られれば調査の可能性は拡大することはいうまでもない。と同時に、それに伴う問題もある。ひとつは、情報の性格という問題である。聴きとりから得られる情報には、①それが現実と合致しているか否かにかかわらず、ある種のタテマエとして語られるもの(あることがらがタテマエとして語られるということ自体も、広い意味では“現実”の一部であるが)、②語り手がまさにその人であることに依存しない(つまり、誰から聞いても同じはずの)一般性と信頼性のある情報、③とくにその人にアクセスの許されている種類の情報、④その人の個人的経験や個人的見解、がありうる。公式に協力を求めた結果として実現した聴きとりにおいては②が中心になりがちであり、またそれが得られれば成功というべきであろう。場合によっては①になったり、逆にまれには③が得られたりする可能性もある。非公式な接触による聴きとりにおいては、④のような情報を得ることに意味があり、また実際に得られる可能性が高いように思われる。もっとも、これらは、一方では情報の公開性をめぐる一般的状況に、他方では当該人物の個性や聴き手との人間関係に依存することであり、予断をもって臨むことは避けなければならない。が、いずれにしても、上記のような情報の“性質”について敏感になることは必要であろう。

もうひとつは、参与観察であれ、聴きとりであれ、文書であれ、調査対象の側の協

力を得て情報を入手しようとするさい、発表のさいに制約が加わることがありうる、
 というのである⁽⁴⁴⁾。

こうした問題に留意しつつ、協力に依存しない調査の可能性を意識的に追求すると同時に、公式・非公式の協力をもとめる努力も（協力は期待できないという先入観に陥ることなく）怠ってはならないであろう⁽⁴⁵⁾。人民裁判所以外の対象についても同様である。

(iii) 事例的調査の対象という観点から人民裁判所をながめた場合、それなりのまとまりをなしていると同時に、一定の限界も感じられる。それは、われわれに観察可能なのが主として公判段階にかぎられていることと関係している。例えば、刑事事件であれば、公判前手続という重要な段階の諸問題は公判廷で問題にされるかぎりにおいてしか窺うことはできない。民事事件では、公判廷で明らかにされる事実関係は比較的貧弱であり、そこから“紛争”の社会的実質や裁判的解決の占める位置について考えることは困難な場合が少なくない^(45 a)。

そこで、人民裁判所の研究を次のような方向で補い、発展させてゆくことが考えられる。

ひとつは、他の関係機関についての事例的調査と結びつけてゆくことである。例えば、家族事件についてすでに稲子宣子氏が試みているように⁽⁴⁶⁾、身分事項登録機関（ザクス）および家族=結婚問題相談所と結ばれたネットワークの一環として人民裁判所をとらえ、その役割を明らかにするという方法が考えられる。同様に、労働事件については企業内における労働紛争委員会や労働法監督局（労働組合の機関）との関連が、公共秩序維持一般については民警・秩序維持社会拠点〔общественный пункт охраны порядка〕・同志裁判所などとの関連が考えられる。こうした関連を積み重ねてゆけば、〈一地域の法生活における人民裁判所の位置〉という魅力的なテーマが像を結んでくる。

もうひとつは、ある一つの裁判事件について、その発端から終結までの経過をたどるという方向である。このような方向での仕事にもっとも取り組みやすいのは、何と
 いても当該事件を担当した弁護士である⁽⁴⁷⁾。研究者にとって可能な方法としては、当事者（原告・被告や被疑者・被告人）からの体験の聴取という方法がある。外国人としてこのような機会に恵まれることはきわめて稀であろうが、皆無ではない⁽⁴⁸⁾。

(iv) 事例的調査のメリットは、「未知の社会的過程や関係の発見、およびデータの多産性—ひきださうる仮説の豊富さ—から可能な社会学的創造力（sociological imagi-

ソ連の裁判

nation) への有効な刺激剤となりうること」であり、社会学者は「社会学的創造力」を發揮し、「参与と観察を通じて生きた現実の細部をとらえ⁽⁴⁹⁾」なければならない、と言われる。最後に、「未知の社会的過程や関係の発見」という場合の未知性の意味について考えてみたい。

われわれにとっては未知であった事実でも、対象の側（といっても、裁判官・弁護士などの実務家と学者と一般市民とは異なるが）にとっては実は“自明”のことである場合が多い。自明であるがゆえに特別に文字の上に表現されることがないということもあるし、自明と思われていることではあっても、たとえば統計の未公表というような制度的制約のため、はっきりしたデータで語られることがないということもある。したがって、外国法研究の場合には、これらのことがらの「発見」でも第1段階として十分な意味をもつといえよう。

だが、問題はやはりその先である。外からの観察者として、内部の人間には得られない独自の知見を示すことができるか、ということである。ここには、内部の人間が事実としては認識しているが、自明のこととして疑っていない事柄を疑うというレベルのことで、内部の人間にとっても「未知の社会的過程や関係」を文字どおり「発見」するというレベルのことがある。ここでは、われわれの側の「観察眼」とそれを支える社会認識全般について知的バックグラウンドがいつそう問われることになる。そして、事例的調査のもたらしうる可能性について改めて立ち入った検討を加え、「生きた現実の細部をとらえる」ためのより積極的な方法・手段の開発に努めることが求められるであろう。

- (1) このときの経験については、すでに「裁判所と私—モスクワ留学のひとこまから(1)〜(6)」(『窓』第41〜43, 45〜46, 53号・1982〜85年)という文章にまとめてある。そこでは、「私」の主観的な感じ方を前面に出しながら、ソ連の裁判のいくつかの側面について綴っている。
- (2) 以上の制度面については、藤田勇『概説ソビエト法』(東京大学出版会・1986年)第1章第2節を参照。
- (3) 1988年12月におこなわれた連邦憲法の改正によって、裁判官は上級ソビエトによる選出に、裁判官と人民参審員の任期はそれぞれ10年と5年に改められた。
- (4) См. «Москва : Энциклопедия», М., 1980, стр. 470~471, «Москва в цифрах. 1982», М., 1982.

- (5) モスクワでも、クラスノプレスネンスク地区人民裁判所は独立の建物のなかに収まっている（「裁判所と私(3)」「窓」第43号・1982年を参照）。
- (6) オクチャブリ地区では、非公開の裁判にぶつかったことはない。リガ（ラトヴィア共和国）のある人民裁判所で、強姦事件とのことで傍聴を許されなかったことがある。
- (7) モスクワ市裁判所での国有財産の連続窃盗事件の公判において、内務省の内務部隊〔внутренние войска〕員が入口で出入りをチェックしていたことがある（「裁判所と私(1)」「窓」第41号・1982年を参照）。
- (8) ナホトカ市人民裁判所のある法廷では、開廷中は書記が入口に中から施錠していた（小森田「『よね丸』裁判の現地をたずねて(2)―ゼミナル『日本人のソ連観』から（その五）」「窓」第68号・1988年を参照）。以下、ナホトカにおける見聞のみは1988年のものである。
- (9) ターリン（エストニア共和国）のある人民裁判所の解雇事件の公判で、ウクライナ人の原告がロシア語の通訳を要求したことがある。ナホトカ市人民裁判所では、日本人漁民の拿捕事件の裁判がおこなわれることがあるが、国営旅行社「インツェリスト」所属の日本語通訳がつけられている。
- (10) モスクワ市裁判所における注(7)の事件において、筆者は途中でメモ帳を提出させられた。オクチャブリ地区人民裁判所では、このようなことはなかった。
- (11) 1日だけは、都合で裁判所に赴くことができなかった。
- (12) 1, 2の例を紹介する。

モスクワ市オクチャブリ地区人民裁判所あて

原告：ノヴァノーフ，イーゴリ=アンドレーエヴィチ。クラブチェンコ通り12棟
7号

被告：オルジョニキッセ記念工場。オルジョニキッセ通り11棟

原職復帰についての訴状

私は、1974年からオルジョニキッセ工場でクレーン=オペレーターとして働いていました。

4月11日づけの命令により、私は、1977年4月5日におこなったとされる欠勤を理由に解雇されました。

1977年4月5日に仕事に出なかったのは正当な理由（理由を示す）によるもの

ソ連の裁判

である以上、このような定式による解雇命令は正しくないと考えます。

以前には、いかなる注意や処分も受けていません。

私は、1977年4月5日づけの管理部の命令を取消して私を原職に復帰させ、余儀なくされた欠勤期間中の賃金を取立てるよう、人民裁判所をお願いいたします。

署名

モスクワ市オクチャプリ地区人民裁判所あて

原告：姓・名・父称，住所

被告：姓・名・父称，住所

婚姻の解消についての訴状

訴状には、次の事項が記載されなければならない。夫婦の姓・名・父称，生年。結婚した時期。こどもがいる場合は、その出生の年月日，誰と住んでいるか，こどもにたいする養育料は支払われているか，を示すこと。

いつの時点から夫婦関係が維持されていない(家族が崩壊した)かを示すこと。婚姻解消の理由を詳細に述べ，配偶者が婚姻の解消に同意しているか否かを示すこと。

財産分割をめぐる紛争が生じているときは(紛争がない場合はその旨を述べる)，どの財産が分割されるべきであり，原告の意見ではどのように分けるべきかを記述すること。

原告の請求(何を裁判所に求めるのか)

署名

書類：1. 訴状2通

2. 10ループリの手数料印紙(貯金局で購入)

3. 結婚証明書

4. 夫婦の賃金証明書

このような掲示を書き写している市民の姿をしばしば見かけた。こうした簡便さが、後述するように民事事件への弁護士への参加が見られない理由のひとつであろう。

(13) 架空の事件に即して各種の手続き上の文書の書き方を示した教科書が出されている。たとえば、《Сборник образцов уголовно-процессуальных документов》Казань，

1980.

- (14) ナホトカ市人民裁判所長によれば、同裁判所では民事・刑事という分業は採用されていない。
- (15) 1986年にオクチャブリ地区人民裁判所を再訪したとき、この裁判官が所長になっていた。
- (16) ナホトカ市人民裁判所では、各法廷の裁判官席の背後の壁に「裁判官および人民参審員は独立であって、法律にのみしたがう」という連邦憲法第155条の規定が大きく掲げてあった(1988年)。これがいつからのことかは、確かめられなかった。1981年に訪れたどの裁判所においても、このような掲示には気がつかなかった。
- (17) 森下「ソビエト法の現状分析序説」24～36ページを参照。
- (18) 同上, 22, 31ページ。
- (19) 同上, 41ページ。
- (20) 「裁判所と私(4)」(『窓』第45号・1983年)を参照。
- (21) 森下・前掲論文, 25ページを参照。
- (22) 「裁判所と私(2)」(『窓』第42号・1982年)を参照。
- (23) 民警の1部局。
- (24) 当該事件において弁護人を務める資格を証明する文書。
- (25) 筆者が傍聴した解雇事件(2月段階のものなので、前出の統計には入っていない)において、原告の女性は、新しい仕事を見つけたという理由で訴えの取下げを申請した。裁判長が検察官の意見を求め、検察官は取下げが他からの強制によるものではなく、第三者の利益に反することもないと述べた。裁判所は、取下げを認めた。
- (26) オクチャブリ地区人民裁判所長によれば、裁判所の党組織が配慮している問題のひとつは、被告人をはじめとする出廷予定者の出廷を確保することによって、裁判が期日どおりに進行するようにすることである、という。
- (27) 1980年段階で、国家年金法にもとづく老齢年金受給額の平均は月71.6ルーブリ、国有部門の労働者・職員の平均賃金は月168.9ルーブリである(«Народное хозяйство СССР за 70 лет», М., стр. 431, 439)。
- (28) 国家と法研究所のある研究員は、党員は法廷に引きだされる前に除名されているので、党員が被告人になることは(外見上)ない、と筆者に述べた。そのような具体例を念頭に置いているようであったが、筆者の経験からいっても、これを一般化することはできない。

ソ連の裁判

- (29) 一件記録には資料を読んだ旨の被告人の署名があることが法廷において確認されたが、裁判長は改めて資料に目をとおすことを許した（「裁判所と私(4)」を参照）。
- (30) 正規の職員ではなく、ボランティアの活動家であったようである。逮捕権の有無が問題にされたのは、このことと関連している。
- (31) その内容についてのメモが筆者の手元には残っていない。
- (32) ここで紹介するのは、筆者に聴きとれたかぎりでの弁論の内容である。したがって、前記の「争点」のすべてに触れられていたかどうかは、これだけからは判断できない。
- (33) 「ソ連邦の市民は、人身の不可侵を保証される。何人も裁判所の決定にもとづくか、または検事の許可をもってする以外には、勾留されることはない。」
- (34) 軽微な投機行為。
- (35) 傍聴席には被告人の妹と2人の娘がいた。彼女らは、検証は5日後にやっとおこなわれたものであって疑わしいものである、と筆者に述べた。
- (36) 参審員の参加の実質的意味について疑問をもったので、裁判官の意見を聞いた。ある裁判官は、法律の素人である参審員の参加にはデメリットもあるが、法律家である取調官が供述における生きた具体的な言葉を法律的な言葉に翻訳して調書に書き込んだようなときに疑問をもつなど、メリットもあるという意見を述べた。裁判所長によれば、参審員の積極性の度合には個人差があり、量刑について裁判官より厳しい人もそうでない人もいる、また、子持ちの若い女性は離婚事件で当事者に熟考を求める傾向がある、という。
- (37) 「裁判所と私(4)」を参照。
- (38) 「裁判所と私(3)」を参照。
- (39) 「裁判所と私(4)」を参照。
- (40) 「裁判所と私(5)」(『窓』第46号・1983年)を参照。
- (41) 裁判所長による。
- (42) 裁判所長による。
- (43) 本稿においては、注でオクチャプリ地区人民裁判所以外での事例にある程度ふれるよう努めた。
- (44) 筆者には、オクチャプリ地区人民裁判所の所長に判決文や起訴状を見せてくれるよう申し入れたところ、公表する前に原稿を見せるようにといわれ、実現しなかった経験がある。ただし、原稿を事前に見せるという約束をすれば本当に資料を見せ

でもらえたかどうかは、よくわからない。

- (45) たとえば筆者は、1988年5月にナホトカ市人民裁判所長から、1988年9月にはトビリシの弁護士とモスクワの元取調官から、それぞれ知人の紹介で聴きとりをおこなう機会をえた。なお、このとき複数のソ連人から聞いたところによれば、検察官から聴きとりをおこなうためには公式の許可手続き（検察官が聴きとりに応ずる許可を上司から得る？）を経なければならない、とのことであった。
- (45a) 「裁判所と私(2)」を参照。
- (46) 稲子宣子「ソ連の家族法の実際(1)～(5)」(『今日のソ連邦』1987年11月15日号～1988年1月15日号)、同「ソ連における家族紛争の法的処理と家族・結婚問題相談所」(『ヒューマンサービス』No. 1, 1988年)を参照。
- (47) わが国における最近の例としては、五十嵐二葉『殺さなかったドキュメント杉並看護学生殺し事件』(恒友出版・1988年)。ソ連については、Kaminskaya Dina, *Final Judgement-My Life as a Soviet Defense Attorney* (邦訳: ジーナ・カミンスカヤ/大蔵雄之助訳『赤い冤罪』PHP研究所・1985年)がある。
- (48) たとえば、斉藤一好解説「交通事故にあった日本人商社員についてのモスクワ州裁判所刑事・民事事件判決全文」(『判例時報』第408号・1965年)を参照。
- (49) 福武直・松原治郎編『社会調査法』(有斐閣・1967年)80ページ。

3. 意識調査—トビリシの学生の法律家像

次に、1988年9月に、グルジア共和国の首都トビリシでおこなった初歩的な意識調査の結果を紹介する。

このときのトビリシ滞在の主たる目的は、第5回日ソ法学シンポジウム⁽¹⁾への出席であった。調査は、シンポジウム関連行事の合間をぬって(一部はそれを利用して)、短期間でおこなわれた。1981年の調査と同様、事前に周到に計画したものではなく、現地で急遽思い立ったものであるため、かなりの程度、偶然的条件に依拠し、回収できた調査票の数もきわめて限られている。したがって、将来本格的な調査を実施するとすれば、その“予備調査”として位置づけられるような性格のものである。

(1) 調査の内容と方法

(i) 意識調査の内容は、裁判官・弁護士・検察官という法曹3者を取りあげ、「専門

ソ連の裁判

性がある」「力をもっている」「公正である」「自主的である」「近づきやすい」「物質的に保障されている」という6項目の評価基準のそれぞれについて、「そう思う」「そうは思わない」「答えるのはむずかしい」のうちのいずれかを選ぶ、というものである。調査票の冒頭には、「あなたは法律家をどう評価しますか?」とだけ書かれている。

(ii) 調査票は、次のようにして回収した。

イ. シンポジウム参加者の一部がトビリシ大学法学部を訪問したさい、刑法の特殊講義(4年生対象)を見学した。このとき、実際には講義は一時中断され、日本側参加者と学生とのあいだでの即席の質疑応答の場となった。この機会に、ソ連側の教員の許可をその場で得て、学生全員に調査票を配布した。ほぼ全員から回収し、記入方法に誤りのあった2枚を除いて、24枚の回答を得た。1学年100名(5年制)であるので、この学年の学生総数のほぼ4分の1にあたる。

ロ. 第2に、工科大学の校舎前で、休息している同大学の学生をアトランダムにつかまえ、調査票を配布した。この時、学生のなかから、調査に積極的な関心をもつ者が現われ、同場所での調査票の配布・回収に協力してくれた。回収した調査表は、26枚である。調査に応じたのは、必ずしもこの学生の友人・知人というわけではない。調査に応じるのを拒否する者もいたが、一般に、「関心の高い者」だけが応じたというわけではないように思われる。

なお、調査にあたっては、とくに事前の許可などは得ていない。学生のなかには、調査の目的を尋ねる者が少なくなく、調査をおこなう「権利」の有無を問いたずらもいたが、調査の実施上、とくに問題は生じなかった。

ハ. 最後に、筆者の知人である医科大学の学生に依頼し、大学で7枚を回収してもらった。方法は不明であるが、友人・知人に個別的にあたったのではないかと思われる。

以上のような方法で、3大学57名から有効な調査票を回収した。

(2) 調査の結果

サンプル数が少ないので、厳密な数値をあげて結果について論ずるにはあまり意味がない。このことを承知のうえで、あえて、気づいた点をいくつか指摘してみることにしたい。

(i) まず、裁判官・弁護士・検察官のそれぞれについて、過半数の者が「そう思う」または「そう思わない」という回答をした評価基準を拾いだしてみる。

第6表

		裁判官				弁護士				検察官			
		法	工	医	計	法	工	医	計	法	工	医	計
専門性がある	そう思う	17	9	1	27	10	15	0	25	18	10	5	33
	そうは思わない	1	8	2	11	9	4	3	16	0	7	0	7
	答えるのは困難	4	8	4	16	3	7	4	14	3	9	1	13
力をもっている	そう思う	19	16	4	39	3	10	0	13	18	20	7	45
	そうは思わない	1	5	0	6	17	10	4	31	1	1	0	2
	答えるのは困難	0	4	2	6	2	5	2	9	1	5	0	6
公正である	そう思う	14	7	1	22	16	15	2	33	11	3	0	14
	そうは思わない	4	9	1	14	3	2	1	6	2	10	1	13
	答えるのは困難	4	9	5	18	2	8	3	13	7	12	5	24
自主的である	そう思う	8	11	0	19	11	12	0	23	14	15	3	32
	そうは思わない	7	8	6	21	10	7	6	23	5	6	3	14
	答えるのは困難	8	5	1	14	2	7	1	10	3	5	1	9
近づきやすい	そう思う	16	9	3	28	13	19	6	38	17	13	1	31
	そうは思わない	3	9	2	14	5	1	1	7	3	7	2	12
	答えるのは困難	1	7	2	10	3	5	0	8	1	6	4	11
物質的に保障されている	そう思う	8	19	7	34	5	19	2	26	9	19	7	35
	そうは思わない	12	0	0	12	11	1	1	13	10	2	0	12
	答えるのは困難	3	7	0	10	6	6	4	16	5	5	0	10

裁判官については、過半数を越えるのは「力をもっている」と思う(39名)、「物質的に保障されている」と思う(34名)の2項目にとどまる。

弁護士についてはどうかと言うと、「近づきやすい」と思うという評価がもっとも高く(38名)、次いで「公正である」と思う(33名)、「力をもっている」とは思わない(31名)が過半数となっている。過半数の者が「そうは思わない」という否定的な評価を与えているのは、法曹3者をつうじてこの項目だけである。

これにたいして、検察官については、「公正である」をのぞくすべての基準について、「そう思う」が過半数を占めていることが目につく。なかでも、「力をもっている」と考える者は45名に及び、全体をつうじて意見の集中度がもっとも高い。「公正である」については、回答を留保する(「答えるのはむずかしい」)者が検察官のなかでもっとも多く(24名)、「そう思う」「そう思わない」もまっ二つに分かれている。

(ii) 次に、各評価基準ごとに、3者を比べてみる。

まず、「専門性」については、3者ともに肯定的な評価をする者が否定的な評価をする者よりも多く、肯定的な答の多い順に、検察官・裁判官・弁護士となる。これに対

ソ連の裁判

して、「力をもっている」かどうかという点では、検察官・裁判官がかなり高い肯定的な評価を得ているのにたいし、弁護士は多くの学生によって「力をもっていない」と見られていることはすでに述べたとおりである。逆に、「公正さ」については弁護士のみが過半数の評価を得ており(33名)、裁判官では肯定的な評価のほうが上まわっているとは言え、検察官になると肯定・否定の評価が拮抗する。ところが、そのような検察官は、「自主性」については過半数(32名)から肯定的評価を受け、裁判官・弁護士についての評価は、ここでは半々に分かれている。最後に、「近づきやすさ」と「物質的保障」の項目では、3者とも比較的高い評価を受けている。だが、そのなかでも弁護士が、前者では他の2者より抜きでているのにたいし、後者では他の2者より下回っているという特徴を示している。

なお、裁判官・弁護士・検察官をつうじて、判断を留保する者ももっともすくない(つまり、はっきりした意見を示した)評価基準は「力の有無」、次いで「近づきやすさ」であり、逆にそれがもっとも多いのは「公正さ」(とくに検察官では24名)となっている。

(iii) 以上のことから、学生が相対的にはあれももっとも明確な像を描いているのは検察官であることがわかる。しかも、その像は、「公正さ」の点で疑問がもたれているのを除けば、すべて肯定的なものである。弁護士像も、「力はない」ものの、「近づきやすさ」「公正である」という点で、イメージは比較的明瞭である。これにたいして、裁判官については、これといった特徴が浮かびあがってこない。全体として検察官像に近いと言えるが、検察官よりもやや「公正」と見られ、逆に「自主性」の点ではかなり疑問をもたれている。

(iv) では、法学部・工科大学・医科大学(以下、法・工・医)のあいだで、法律家像にちがいはないであろうか。法(24名)と工・医を合わせたもの(33名)とを比較してみること⁽²⁾にしよう。

まず、法では、判断を留保する学生の割合が工・医と比べて少ない(ほぼ2分の1)。これは、一応は予想された結果であると言ってよい⁽³⁾。問題は、判断のなかみである。

まず明らかになるのは、裁判官と検察官の「専門性」について、工・医では判断がある程度分かれているのにたいして、法ではほとんどの学生が肯定的に評価していることである。ところが、弁護士については、その「専門性」を疑問視する学生は、逆に法に多く見られる。裁判官と検察官の「公正さ」についても、工・医では否定的評価の方が多い(とくに検察官について)のにたいして、法の学生は圧倒的に肯定的な

評価を与えている。このように、裁判官・検察官に高い評価を与えている法の学生の間では、これらに「近づきやすい」とは思わない者は、工・医の学生に比して少ないことも読みとれる。逆に、工・医の学生は、弁護士にたいして圧倒的に「近づきやすさ」を感じている。

さらに興味深いのは、「物質的保障」についての判断がくっきりと分かれていることである。すなわち、工・医の学生は、裁判官・弁護士・検察官のいずれにたいしても、圧倒的に「物質的に保障されている」と思うという判断を示しているのにたいし、法では、むしろ3者のいずれについても否定的に見る学生の方が多い（3者のあいだでは、検察官について肯定的に考える者がやや多い）。

このようなちがいが見られるなかで、「自主性」についてだけは、法、工・医ともにほぼ似かよった判断を示している。例えば、裁判官の「自主性」について、法の学生の評価もまっ二つに分かれ、判断を留保する者も他の評価基準の場合よりは多い。法の学生にとっても、もっとも議論の余地のある問題のひとつが「裁判官の自主性」であることが示されているわけである（ほかに、法の学生のあいだで評価が大きく分かれているのは、弁護士の「専門性」、弁護士の「自主性」—これは工・医でも同様—、検察官の「物質的保障」である）。

(v) ところで、以上の検討において、評価が「肯定的」であるとか「否定的」であるとかいう表現を用いた。これは、「そう思う」を肯定的、「そうは思わない」を否定的としたということであって、価値的な評価とは必ずしも一致しない。

先に述べたように、工科大学では、ある学生が調査に協力してくれたのであるが、この学生は、自分の調査表に「収賄者」という項目をつけ加えてもよいかと尋ね、裁判官と検察官について「そう思う」という回答をしている。その後の対話のなかで、彼は、とくに検察官の廉潔さについて強い不信任感を表明した。このような認識からすれば、検察官は「力」を背景に「収賄者」として「物質的保障」を得、したがって「公正」とは言えない、という連関があることになる。したがって、「物質的に保障されている」と思うという回答は、価値的にはむしろ低い評価を意味することになる。こうした文脈から言えば、「近づきやすさ」のなかには、金による操作可能性という要素すら含まれることになるのかも知れない。

ここで問題になりそうなのは、「公正さ」と「自主性」との関連である。「公正さ」については検察官において評価が分かれ、「自主性」については裁判官(および弁護士)において評価が分かれている。そこで、裁判官・検察官のそれぞれについて、これら

ソ連の裁判

第7表
[裁判官]

	公正である と思う	公正である とは思わない	答えるのは むずかしい	計
自主的であると思う	13	5	1	19
自主的であるとは思わない	1	8	12	21
答えるのはむずかしい	7	1	5	14
計	22	14	18	

[検察官]

	公正である と思う	公正である とは思わない	答えるのは むずかしい	計
自主的であると思う	11	7	13	32
自主的であるとは思わない	2	6	6	14
答えるのはむずかしい	1	0	5	9
計	14	13	24	

* 回答していない者がいるので、合計の数字は合わない場合がある。

2つの評価基準の相関関係を調べてみよう。

まず、裁判官についてみると、「自主的である」と思う者(19名)のうちの多く(13名)は「公正である」と答え、「自主的である」とは思わない者(21名)のうち、「公正である」と思う者は1名しかいないというように、これら2つの基準のあいだにかなりの相関関係が認められる(したがって、自主性を高めれば公正さも高まるという想定が可能になる)。これにたいして、検察官については、「自主的である」とは思わない者(14名)のうち、「公正である」と思う者は確かに2名しかいないが、「自主的である」と思う者(32名)のなかでも「公正である」と思う者は11名にすぎず、むしろ判断を留保する者の方が多い(13名)。この点、裁判官について「自主的である」とは思わない者のあいだで判断を留保する者が多いのと対照的である。つまり、裁判官については、自主的でないからといって公正でないとは限らないという見方があるのにたいして、検察官については、自主的であるからといって公正であるとは限らないという見方がかなりあるのである。その意味で、「公正」「自主性」という基準を合わせて見た信頼性は、検察官についてより疑問視されている、と見ることができる。

弁護士については、「力をもっている」とは思わないという評価が目につくことはすでに述べたとおりである。だが、このような評価も多様な解釈の余地を残している。検察官・裁判官の「力」と対照的な、主として裁判過程における⁽⁴⁾現実的な影響力の小ささが念頭に置かれているのであろうが、それを弁護士の制度的な地位に由来するも

のと考えるか、弁護士の職業人としての資質（「専門性」についての評価も、わずかながら検察官・裁判官より低い。これを低めているのは、法学部の学生である）に由来するものとするかでは、ニュアンスが違ってくる（これらふたつの側面をまったく切り離すことはできないが）。さらに、検察官について見た上記のような文脈という文脈に置いてみれば、「力をもっていない」ということは、腐敗からは比較的遠い位置にある、という評価とも結びつきうることになる。

以上のことから、少なくとも、「力をもっている」かどうかという設問については、はっきりした回答を引き出した項目であったという意味では適切であったとしても、意味をより限定するか、設問を分化させるべきかであったかも知れない。また、「物質的に保障されている」という設問との関係で、「(道徳的に) 清潔である」かどうかという趣旨の設問を設けることがソ連の現実の文脈に即して見れば一必要であったことも確認できそうである。

(3) 小括

(i) はじめに述べたように、現地で急遽思い切ったものであるため、手元に満足な印刷手段がなく、十分な数の調査表を準備することができなかった。この点だけでも事前の準備をしてあれば、以上のような非組織的方法によっても、もう少し多くの調査表を配布・回収できたと思われる。ただ、いずれにしても、サンプルの代表性の程度という問題は残る。したがって、このような方法では、予備調査以上のものを期待することは困難であろう。

(ii) 調査の内容についていえば、裁判官・弁護士・検察官の3者を比較した法律家像という問題設定、6項目の評価基準の選択、法学部の学生と他の分野の学生との比較という意図のいずれの点についても、調査主体の側の問題意識—とりわけ、近年のソ連における司法改革論の活性化によって触発された「法曹」をめぐる問題状況についての筆者なりの見とおしが背景にあった。そうした問題意識から見ると、得られた結果は（限定的なものであるとはいえ）それなりに興味深いものであるように思われる。先に「予備調査」という言葉を使ったが、当初から「本調査」を予定していたということではない。むしろ、「予備調査」的なものを試みたところ、結果として「本調査」への意欲をかきたてるものとなった、というのが正確な経緯である。

(iii) 将来「本調査」を試みるとすれば、①調査の内容上の設計と、②信頼性のあるデータを得るための現実的な調査方法の両面からの検討が必要とされよう。①につい

ソ連の裁判

では、ソ連自身において、社会学的調査が司法の領域においても活発化しつつある今日、その成果の批判的検討が不可欠である。②についていえば、調査の便宜という観点から見てわれわれにとって当面もっとも現実的なのは、やはり学生を対象とする調査であろう。これらの点についてソ連の同僚たちとも意見を交換し経験を積み重ねてゆくなかで、将来、日ソをふくむ国際的な比較調査が可能になるかもしれない。そのためには、ソビエト法研究者自身、ほかならぬ“こちら”側、すなわちわが国における問題状況にいつそう敏感になることが必要である。そのような自戒とともに、つたない研究ノートを閉じることにしたい。

- (1) さしあたり、大熊政一「第5回日ソ法学シンポジウムに参加して」(《Interjurist》, No.36,1988), 同「第五回日ソ法学シンポジウムに参加して」ソビエト研究所編『ソビエト研究』創刊号, 1989年を参照。
- (2) 医のサンプル数があまりに少ないこと、工と医とでは若干の違いもどうかがあるが、法と比べてみた場合の共通性が際だっていること、重要なのは分野ごとの違いそのものではなく、法の特徴を析出することであることから、工と医とを合わせて法と対比することにする。法学部卒業生が裁判官・弁護士・検察官のいずれかになる蓋然性は、日本の場合よりもかなり高いことに留意しておきたい。
- (3) ただし、「答えるのはむずかしい」という回答には、「わからない」という場合のほか、「いちがいに言えない」という場合もふくまれているであろう。後者は、「よく知っているがゆえに一般化しにくい」と考えることもできる。そうすると、判断を留保することが少ないことをもって認識の豊かさを推定することはできないことになる。
- (4) 日本と比べてみた場合、少なくともこれまでは、法律相談所(弁護士事務所)での相談活動と法廷での弁護活動以外の場での弁護士の活動は、限られたものであった。これにたいして、検察官の活動領域ははるかに広い。

Judicial System in the USSR : On Possibility of its Socio-Legal Study

Akio KOMORIDA*

Possibility of socio-legal study of judicial system in the USSR is at a first glance extremely limited, especially in the period before “perestroika”. But if “necessity” of such a study is acutely recognized, “possibility” can be found somewhere.

In this paper, two trials of elementary study in this field are presented as a material for discussion on “necessity” and “possibility” of socio-legal study of Soviet law which has not been developed so far.

The first one is a kind of case-study of the People’s Court of Oktjabr’ Ward, Moscow, carried out in 1981. The author made statistic data of the all civil and criminal cases heard in this court for two months, followed the process of a criminal case on speculation and attempted bribery on the ground of the pre-trial materials and listening to the trial, examined whether accused, defense counsel, social counsel, public prosecutor, social prosecutor, sufferer and witnesses in criminal cases, and plaintiff, defendant, their attorneys, public prosecutor and witnesses in civil cases were participated in each trial or not, and so on.

The second one is an opinion research held in 1988. 57 students from the faculty of law of the State University, Polytechnic School and Medical School in Tbilisi were questioned on their image of judges, attorneys and public prosecutors from the view points of professional competence, power, fairness, independence, accessibility and material security. Although the number of the respondents is insignificant, some interesting findings are shown.

*Associate Professor, Institute of Social Science, The University of Tokyo